

静岡県告示第329号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成29年3月29日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年3月28日付けで消滅した。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

加入区の名称

静浦加入区

=====

静岡県告示第330号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成29年3月29日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年3月28日付けで消滅した。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

加入区の名称

静岡加入区

=====

静岡県告示第331号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成29年3月29日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年3月28日付けで消滅した。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

加入区の名称

吉田加入区

=====

静岡県告示第332号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成29年3月29日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年3月28日付けで消滅した。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

加入区の名称

御前崎加入区